

L-80

16-7
349

曹洞宗近狀

曹洞宗
能山派

檀信徒中央俱樂部出版

曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗

曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗 曹洞宗

曹洞宗近状

特48 557 曹洞宗管長及宗制の認可は明治十七年太政官第十九號の公布に遵ひ公認を得たるも其基く處は明治五年以後兩本山合併制度の據り兩寺同等の權利を以て一年交番管長の制を因襲したるもの左に掲ぐるものは明治十七年該公布に基きたる管長認可願及宗制認可願あり



自今神佛敎導職を廢し寺院の住職を任免し及び教師の等級を進退することとは總て各管長に委任し更に左の條件を定む
第一條 各管長に分合を唱へ或ハ宗派の間に爭論を爲す可ら

第二條 管長は神道各派に一人佛道各宗一人を定む可し
但事宜に因り神道に於て數派聯合して管長一人を定め佛道も

於て各派の管長一人を置くも妨げあし
第三條 管長を定む可き規則は神佛各其教規宗制に由て之を一定し内務卿の認可を得可し

第四條 管長は各其立教開宗の主義に由て左項の條規を定め内務卿の認可を得可し

- 一 教規
- 一 教師たるの分限及其稱號を定むる事
- 一 教師の等級進退の事
- 以上神道管長の定むべき者とす
- 一 宗制
- 一 寺法
- 一 僧侶並に教師たるの分限及其稱號を定むる事
- 一 寺院の住職任免及教師の等級進退の事
- 一 寺院に屬する古文書寶物什器の類を保存する事

以上佛道管長の定むべき者とす

第五條 佛道管長の各宗制に依て古來宗派に長たる者の名稱を取調べ内務卿の認可を得て之を稱することを得

右布達候事

明治十七年八月十一日

太政大臣 三條實美印
内務卿 山縣有朋印

曹洞宗管長御認可願

曹洞宗管長の儀は明治十二年三月別紙の通兩本山盟約し御省の御聞置を經たる者に付今般教導職廢止相成候得共一宗管長は盟約第三條の通兩本山貫主毎一年交番を以て之を勤むるの定規を動せざる様致度此段御認可相願候也

明治十七年八月十二日

曹洞宗大本山總持寺住職
畔上棟仙代理
瀧谷琢宗

曹洞宗大本山永平寺住職
青隆雪鴻代理

辻 顯 高

四

内務卿山縣有朋殿

割書面之趣認可候事

明治十七年八月十八日

内務卿 山縣有朋

○

曹洞宗宗制御認可願

明治十七年太政官第十九號布達第四條の制令に據り自今曹洞宗内に頒布して遵守せしむべき事項従前不文慣習の宗法を折衷し別紙之通編製いたし候支辨無之候は、御認可相成度此段相願候也

明治十八年四月二十日

曹洞宗管長 畔上 棟仙

内務卿伯爵松方正義殿

割書面之趣認可候事

明治十八年五月廿八日

内務卿伯爵 山縣有朋

○

(参照)

曹洞宗宗制第一號兩本山盟約第三條

曹洞宗管長の兩本山貫首毎一年交番を以て之を勤むるを定規となす

曹洞宗務局に在りて兩本山の全權を總理す

曹洞宗は以上の手續に依て茲に成立したるも越る廿四年永平寺後住補欠撰擧競争の紛擾より一宗禍乱の極に達し遂に底止する處を知らざるに至る畢竟之を救済するの策は明治五年以前の舊制に復するの外他に良法これなきことを徹見し明治廿五年三月十九日畔上棟仙禪師の管長の職權を以て兩本山各別管長設置并に曹洞宗々制取消願を左の如く内務大臣へ呈出せり

曹洞宗宗制取消并に兩本山分離御願

曹洞宗兩本山越前國永平寺能登國總持寺之儀は明治五年三月大藏省

五

の演達も基き爾來兩本山共同して畫一の宗制を施行し來候處兩本山の紛争の三百年來の因襲にして容易に消磨する能はそ爲めに近年大に兩本山共同親和の實を失ひ各自偏黨して益々紛争軋轢し自然御省并に法廷を煩ひすの結果を招き慚惶の至に有之候結局兩本山共同して畫一の宗制を施行するに於ての愈々紛擾或亂を醸し永遠に宗門の安寧隆昌を期圖するの見込無之候に付遣回斷然現行曹洞宗宗制を取消し兩本山盟約を解除し各自別立して管長を置き各其末派を統治爲致度候間何卒宗門御保護の爲め格別の御詮議を以て速に御許可被成下度別紙理由書相添此段相願候也

但し前文御許可被成下候に於ては明治十七年八月御省御認可の管長交番法に依て成立したる本管長の資格は自然消滅致候者と相心得候に付今後永平寺總持寺より各宗制並に管長御認可御願提出可致候に付夫々御認可被成下度茲に添願候也

明治廿五年三月十九日

曹洞宗管長 畔上 榎仙印

内務大臣 伯爵 副島 種 臣 殿

管長の責任たるや其宗制の時勢に適合せざるものあれば社會の進歩と共に之を改正するを當然とす監督官廳も亦責任として其宗制の宗治を保つこと能はざるものあれば進んで之が改正を容認せざるべからず然るに内務省は時勢の如何を觀察せずして宗務分離各別管長の請願を却下したるものなれば今日の紛擾は全く其責を内務省に飯せざるを得ざるなり

曹洞宗管長 畔上 榎仙

自今曹洞宗管長ノ認可ヲ解除ス

明治廿五年五月五日

内務大臣 伯爵 副島 種 臣

内務省訓令第八號

曹洞宗

其宗管長畔上棋仙ノ管長認可ヲ解除シ西有穆山、森田悟由兩名ニ事務取扱ヲ命ジ臨機宗務ヲ處辨セシム

明治廿五年五月六日

内務大臣伯爵 副島種臣

曹洞宗管長の認可を受けたるは明治十七年度にして前文管長認可願參照(宗制第一號第三條兩本山貫首一年交番管長の認可を得たるものあれば此制度を取消以上は現行宗制は當然破壊せざるを得ざるなり何となれば現行宗制の如き兩本山交番管長制度を憲法として之を制定したるものにつき其憲法消滅する場合に之に隨屬する處の宗制法規のみ獨り存するの理由なければあり又他の一方より之を觀るも管長の一宗の主權なり主權亡びて宗制の存する如き奇怪なる理あらんや然るに内務省は自ら法律に據らずして事務取扱に命じ一たび廢棄したる宗制に準用せしめ更に訓令を發して終に總持寺末派の高僧數十名を謂れ無く宗科

に處したるが如きは實に奇怪千万ある行政處分と云はざるを得ざるなり近頃内務省に付て其事務取扱を置きたるは如何ある法律條文に基きたるやを問ふに市町村制第六十一條に據りたるを以て答へとせられたり如斯奇妙ある解釋行はるれば宗教制度の紊亂するも亦宜あり内務省は明治十七年太政官第十九號の公布に宗務を管長に委任すとあるを以て管長の委任を解除すれば自ら内務省に於て管長權を行使するの權利ありと謂はれしとか之誤解の最も甚しきものにして該太政官第十九號公布の精神は宗務のことのみならず管長に委任して行政官の自ら行ふべからざることを規定し政教分離の原則を確定したるものあるに斯る誤認の解釋を以て自ら宗務に干渉するが如きは背法の甚しきものあり明治二十六年五月三十一日に至り内務大臣は左の訓令を發せり
内務省訓令第四一八號

曹洞宗事務取扱 服部元良

全 星見天海

其宗管長未定中ハ事務取扱ニ於テ臨機管長ノ職權ヲ以テ宗制宗規ニ依リ宗務ヲ統理スル義ト心得ベシ

明治廿六年五月三十一日

内務大臣伯爵 井上 馨

明治廿六年十一月六日より大本山總持寺は其末派寺院一万二千餘ヶ寺の輿論を確むる爲め公選投票を以て成立したる議員を招集し能山議會と稱するものを開き全會一致最大多數を得て兩本山宗務分轄總持寺別置管長設計の事を可決したるに當時曹洞宗事務取扱ハ之を宗制不合法の議會なりとし直に内務省へ具狀したるに依り内務省ハ六日七日の兩日間總持寺執事石川素童を召喚し種々尋問の末口供書を取る等非常なる干渉をなし其翌八日左の訓令を發し置き内務省官吏社寺局長等四人は芝公園なる總持寺出張所に至り畔上禪師の病褥より着き嚴重なる鞠問を遂げ口供書を取りたり

内務省訓令第六七〇號

曹洞宗事務取扱 服部 元真

全 星見 天海

其宗内宗制宗規違犯ノ輩ハ本年五月三十一日訓第四一八號訓令ノ旨ヲ領シ宗制宗規ニ依リ嚴正處分ス可シ

右訓令ス

明治廿六年十一月八日

内務大臣伯爵 井上 馨

内務省は其翌九日畔上禪師を召喚し社寺局の起稿より係る左の文案に倣ひ強て請書を徴収したり

御 請 書

永平寺住職森田悟由ヨリ拙稿ニ對シ事務取扱ヲ經テ送附セラレベキ退隱申告書ハ内務大臣ニ於テ宗制宗規ニ從ヒ有効ナルモノト認メラル、以上ハ拙稿ニ於テ謹テ御趣意ヲ奉シ速ニ退隱可致候
右請書奉呈仕候也

總持寺住職

明治廿六年十一月九日

畔上 煤仙

而して事務取扱は其翌十日左の副書をなして森田悟由の發したる退隱
申告書を畔上禪師に送達致したり

退隱申告書

能本山總持寺貫首畔上樸仙禪師は明治廿五年三月十九日以後に於て
明に曹洞宗宗制第一號兩本山盟約に違背し政府に對して屢バ訴願を
企てられたり故に畔上樸仙禪師は自ら本山の權利を抛擲せられたる
者と認定す依て越本山永平寺貫首森田悟由ハ兩本山盟約第九條に遵
由し畔上樸仙禪師に對し速に總持寺住職を退隱せらるべき事を申告
す

明治廿五年十月七日

曹洞宗大本山永平寺貫首森田悟由

曹洞宗大本山總持寺貫首畔上樸仙殿

本宗大本山永平寺貫首森田悟由師より貴師に對し明治廿五年十月七

日付を以て總持寺を退隱せらるべき旨申告せられたるに貴師は之を
拒絕せられたる趣を以て永平寺貫首森田悟由師ハ本職等と對し更に
該申告書を呈出し其傳達方を請求有之候右永平寺貫首森田悟由師の
申告書は宗制上至當の處置にして既に内務大臣に於ても之を有効の
ものと認定相成候儀に付茲に別紙申告書及傳致候條領掌の上永平寺
貫首森田悟由師に宛請書速かに本職等を経て御差出可被成候也
明治廿六年十一月十日

曹洞宗事務取扱 服部元良

曹洞宗事務取扱 星見天海

總持寺貫首畔上樸仙殿

(參照) 兩本山盟約第九條

自今一言ノ訴願等誓テ政府ニ奏スル勿レトハ大藏省演達ノ大意ニシ
テ兩山等シク敬承セシ所ナリ是故ニ若シコノ盟約ニ背キ一方ノ本山
ヨリ訴願ヲ企ツルトキハ其貫首ハ自ラ本山ノ權利ヲ抛擲セル者ト認
ムルヲ定規トナス

但越本山ヨリ之ヲ企ツレバ能本山貫首ハ直ニ該事ヲ未派ニ報告シ
越本山貫首ヲ退隱セシムルノ全權ヲ有スル者トス能本山ヨリ之ヲ
企ツレバ越本山貫首之ガ處置ヲナスコト同然タルベシ
前文送達の後僅か四五時間を経て事務取扱は左の書面を送附し「候條」以
下の文字を訂正したり

本日本職等より御達に及候辭令書中末文候條の以下唯今内務省社寺
局長より御達の趣きも有之候に付取消し左の通相改め候條右様御領
知可有之候也
一自今以後總持寺住職退隱せらるへき也

明治廿六年十一月十日

曹洞宗事務取扱

服部元良

星見天海

畔上棹仙殿

茲に於てか總持寺は事務取扱に對し左の書面を認め執事石川素童に齎

し事務取扱星見天海に面接して其手續の誤りたるを説明せしむ

昨日附第二回御書面中辭令ノ文字有之又々自今以後總持寺住職退
隱セラルヘキ也ト相改メノ旨越御申越ニハ有之候へ共拙辭ハ決シテ
貴職等ヨリ辭令ヲ受ルノ理由モ無之又貴職等昨日附第一回御書面
中唯傳達方又ハ及傳致ノ文字有之殊ニ拙辭カ現ニ内務省御下附ノ離
形ニ準シ捧呈セル御請書ニモ唯々事務取扱ヲ經テ送附セラルヘキ云
々ト有之決シテ貴職等ヨリ辭令ヲ發セラルヘキノ意義無之候得者右
第二回御書面ノ意ハ未々拙辭ニ於テ領知致シ兼候也

曹洞宗大本山總持寺貫首

明治廿六年十一月十一日

畔上棹仙殿

曹洞宗事務取扱

服部元良殿

星見天海殿

退テ拙辭退隱ノ義ハ拙辭ヨリ何分ノ儀可及通達候也

又事務取扱ハ内務大臣の訓令を奉じ云々の言を藉り石川素童外三名に對し宗門を擯斥し二十餘名の住職を罷免したるも該警誠處分は管長も容易に執行せざる處のものとして加ふるに宗制上効力を有せざる違法不當の處置なれば未だ一名も之に服従したるものなし最も石川素童等の行爲ハ兩本山盟約第十條に該當するものに非ざるハ燎然たり乃ち左に掲ぐるものは該警誠狀なり

近江國犬上郡青波村清涼寺住職

石川素童

本職等茲に内務大臣の訓令を奉じ宗制に據て石川素童に申告せし來宗制第一號兩本山盟約に妨害を加へ并に宗制第二號本末憲章を紊亂したること事實明瞭なりとす右の行爲は宗制第十一號警誠條規第十二條第一項第二項に該當するを以て自今曹洞宗内を擯斥す

明治二十五年十一月二十二日

曹洞宗事務取扱 服部元良

曹洞宗事務取扱 星見天海

之れは依て石川素童ハ左の書面を載して其警誠狀と稱するものを事務取扱に返戻したり

警誠狀ヲ返戻スルノ書

貴職等ハ明治廿六年十一月廿二日附テ以テ本職カ當本山總持寺監院ノ職ニ在テ明治廿五年三月十九日以來爲シタルノ行爲ニ對シ警誠狀ヲ以テ自今曹洞宗内ヲ擯斥スルノ旨ヲ申告セラル依テ本職ハ該警誠狀ニ徴シテ本職ノ行爲ヲ審按スルニ決シテ之ヲ承服スヘキモノニ無之貴職等ハ漫ニ内務大臣ノ委托權ヲ濫用シ宗制ニ抵觸シテ本職ヲ罪過ニ陷レタルモノナルニ就キ本職ハ又宗制ノ明文ニ徴シテ右ノ警誠狀ヲ返戻ス其理由左ノ如シ
一貴職等ハ本職カ總持寺監院ノ職ニ在テ爲シタル職務上ノ行爲ニ對

シ宗制第十一號警職條規第十二條第一項第二項ノ制裁ヲ施シ本職
 ヲ罪過ニ處シヨルハ宗制濫用ノ甚タシキモノニシテ畢竟無効ノ處
 置タルコトヲ免カレズ
 然ル所以ハ宗制第十一號警職條規ナルモノハ唯未派僧侶一己人上
 ノ違規ヲ警職スルニ止マルコトハ其ノ第一條第二條ノ明文ニ照シ
 テ炳然タルモノニシテ未タ決シテ本山監院職務上ノ行爲ヲ處分ス
 ル能ハサルモノナリトス
 加旃本山監院ナルモノハ宗制第一號曹洞宗兩本山盟約第一條ノ明
 文ニ照スニ兩山ハ貫首以下執事役位ニ至ル迄云々ト有之又同第六
 條ニ兩山貫首及執事ノ者云々トアリテ宗制上執事ハ既ニ本山ヲ組
 織スルノ一公職ナリ而シテ宗制第二號本末憲章第七條ニ曹洞宗管
 長ハ執事其他ノ役員ヲ特撰シテ云々トアリテ此執事ノ職名ハ監院
 ト異名同實ノモノタル以上ハ其職務上ノ行爲ハ都テ本山ノ行爲ニ
 シテ之ヲ處分スルニ普通未派僧侶ヲ處分スルノ範圍ヲ超ユルヲ許

サ、ル警職條規ヲ以テ之ニ據シタルハ不當非法ノ甚タシキモノナ
 リトス

然ラハ本山監院職務上ノ行爲ハ之ヲ如何ニシテ處分セシカ宗制上
 業ヨリ之ヲ處分スルノ條規ナシ條規ナキモノハ何等ノ行爲ト雖モ
 業ヨリ故意ニ之ヲ處分スルヲ得ス然ルニ之ニ抵觸シテ施シタルノ
 處分ハ本職之ヲ承服スルノ義務ヲ有セス

二凡ソ本山監院タル者ハ其貫首ノ命令委託ニ服従スルハ就職以來ノ
 本分ナリトス而シテ本職カ昨年以來ニ於ケル兩山分離獨立ニ關ス
 ル行爲ハ總テ當本山貫首ノ命令若クハ委託ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲
 シタルモノニシテ其職務ノ本分ヲ盡シタルモノナリ

然ルニ貴職等ハ現ニ該警職狀ニ於テ本職ノ行爲ヲ職務上ニ認ムル
 ニモ拘ラス其制裁ハ他ノ一己人上未派僧侶ヲ處分スルノ條規ニ照
 シ宗内排斥ノ處置ニ出テタルモノハ無法暴慢ノ甚シキモノナリト
 ス

三凡ソ警誠狀ナルモノハ如何ナル事實ニ依リ如何ナル行爲ヲ以テ如何ニ宗制ヲ妨害ヲ加ムタルカヲ明瞭ニ審按シテ之ヲ明文ニ示サハルハカラス然レニ本職ニ對スル警誠狀ナルモノハ唯事實明瞭ナリトスルニ依リテ未タ如何ナル事實ニ依テ事實明瞭ナルヤヲ示サス依テ縱モ法理ヲ顛倒シテ本職ノ行爲ヲ警誠條規ニ問フモノナリト假定スルモ既ニ同條規第八條ニ凡ソ警誠ハ都テ違規者證據ニ探ルル明文ニ違ヒタル不法ノ處置ニ依テ人ヲ過罪ニ問フモノナリ若シ理由ナルニ依リ貴職等カ本職ニ對スル處分ナルモノハ其事由ニ於テ其手續ニ於テモ共ニ不當非法ノ甚シキモノナリトス依テ本職ハ之ヲ承服セサルニ付茲ニ警誠狀及返戻候也

曹洞宗大本山總持寺監院

石川素童

明治廿六年十二月二日
曹洞宗事務取扱

服部元真殿

星見天海殿

追テ貴職等ハ本職カ職務上ノ行爲ニ對スル書面ヲハ地方宗務支局ナルモノヲ經由シテ發セラントルハ不都合ニ付素ヨリ請受ヘキモノニ無之候得共今回限リ一應之ヲ請取候ニ付茲ニ申添置候也
此他廿餘名の處分に罹りたる寺院僧侶も悉く不合法なる理由を附して該警誠狀を事務取扱に返戻し又ハ宗制によりて之を破毀したり左に參照として宗制の要文を掲ぐ

(參照) 宗制第一號兩本山盟約第十條

末派ノ僧侶或ハ一本山ノ爲ト唱ヒ偏黨ノ私論ヲ起シテ兩山ノ離間ヲ醸シ又ハ分派獨立ヲ主張スル者アルカ如キハ兩山貫首之ヲ懇諭シ改心セシムベシ若シ承服セザルトキハ明治五年舊教部省達書第四號ニ基キ宗内ヲ黜斥スベシ

(參照) 宗制第二號本末憲章第廿三條

此ノ憲章ニ牴觸スル命令ハ縱令曹洞宗務局ヨリ發スルモノナリトモ

宋派寺院之ヲ遵奉セザルハ勿論ニレテ之ヲ破毀スルノ權ヲ有スルモ
ノトス
第五議會に於ける衆議院議員鵜飼郁次郎君外數名の内務大臣が曹洞宗
に對するの所置は頗る其當を得ざるものとし四個の疑點を記し左の質
問書を提出せらる

質問主意書

一曹洞宗本山永平寺住職選舉投票調査の件

吾帝國宗教中曹洞宗の如きは最多數の末寺信徒を有したる一大宗
旨なれば行政官に於ては特に慎重ある保護を加へざるべからざる
ものなり然るも去る明治廿四年八月一日より舉行せし本山永平寺
住職選舉投票の開札上不正の廉あるを以て同年九月中同宗末派寺
院より該投票の再調査を内務省へ出願し爾來數百回請願要求する
も内務大臣は之を等閑に付し滿二ヶ年以後の今日に至るも尙ほ之
を調査せざるは如何

一永平寺住職森田悟由より爲したる申告書を有効と認むるの件

永平寺住職の前條投票開札不正審査の出願中なれば未確定のもの
あるとは内務大臣が森田悟由に對し管長の認可を與へず殊更に事
務取扱を設けたるを以て証するも明瞭あり既に然れば該森田悟由
より總持寺住職畔上樸仙へ對し相發したる退院申告書の不當無効
の書面たるに過ぎざるべし然るに今回内務大臣は何故又該申告書
を有効と認定し畔上樸仙の住職を罷免せしめたるや

一行政監督權を濫用し宗教の宗制慣例を蹂躪したる件

凡そ宗教なるものの政治以外に獨立するものなるにより政府は明
治十七年八月太政官達第十九號を以て寺院住職の任免教師進退の
全權を各宗管長に委任せり然るに内務大臣は曹洞宗の宗制宗規に
なき事務取扱なるものを設け殊に再三訓令を下し該宗古來の慣例
を破り擅に本山總持寺貫首畔上樸仙の住職を罷免せしめ且つ清涼
寺住職石川素童を曹洞宗内より擯黜し又立川寺住職大徹圓洲外二

人の住職を免じたるは是れ行政權を濫用し宗教の權内に立入り且つ宗規慣例を蹂躪したるもの非ずや
一曹洞宗本山總持寺住職畔上樸仙等に迫りて請書を差出さしめ及び捺印せしめたるの件

去る十一月六日七日の兩日内務省は曹洞宗本山總持寺監院石川素童を社寺局に召喚し阿部局長都築參事官の兩人より數時間詢問し馬淵試補外一名をして之を書取らしめ石川素童に迫りて之れも捺印せしめたり

又翌八日石川素童は答辯書を携帶し内務省へ出頭したるに空く午前十時より午後四時過まで應接所を待たせ置き其間阿部局長都築參事官馬淵試補中山寺院課長の四人は突然芝公園の總持寺出張所に至り住職畔上樸仙の病褥もあるを推して面會し他の執事等の出入を禁じ樸仙も種々詢問し相迫りて其口供書も捺印せしめたり又翌九日内務省は畔上樸仙を社寺局に召喚し阿部局長始前記四

人列席し曾て森田悟由より相發したる退院申告書は内務大臣も於て有効と認むるもより請書差出をべしと威赫恐喝し迫りて請書を差出さしめたり

以上の處置の憲法政治の今日も於て行政官の應さるべきの舉措なるや否や况や是れ監督權を宗教部内も濫用したるものなり内務大臣は何故も所屬官吏をして如此の所置を爲さしめたるや
右の各條の内務大臣が曹洞一宗も對する所置あるも其行政權を濫用し宗教の獨立を妨害するは將來信教自由も關し一大障害を與ふるものも付之を黙過する能はず依て議院法第四十八條に依り質問書を提出す内務大臣は宜しく本院も出席し答辯あらんことを望む

提出者

鵜飼郁次郎 大東義徹 中村彌六 足立孫六

百万梅次

賛成者

- 青山 朝 武者傳二郎 影山 秀樹 河 嶋 醇
- 柴 四 朝 鈴木 重遠 齋 藤 斐 加賀美嘉兵衛
- 齋 藤 良輔 福井 直吉 天 春 文衛 永井松右衛門
- 高田 早苗 島田 三郎 犬 養 毅 山口千代作
- 佐藤 里治 片野東四郎 川島 宇一郎 船坂與兵衛
- 中小路與平治 阿部 興人 稻 垣 示 渡邊 芳造
- 木下 莊平 目 黒 徳松 角田 眞平 俣野 景孝
- 林田 勝九郎 田 中 正造 中野 武營 淺 香 克孝

内務大臣は右質問書に對し左の答辯書を衆議院へ送附されたり
 曹洞宗紛議質問に關する政府の答辯

第一 曹洞宗本山永平寺住職撰舉投票調査の件

内務大臣は現行法規並に明治十七年太政官第十九號第四條に基きて認可したる官制に依りたる宗派を監督する職務を有する者として宗内僧侶の請願有無に拘はらず本大臣は疾く曹洞宗永平寺住職撰舉

投票に關して調査に着手し之を當時の管長及事務取扱に下問せられたるも其間管長及事務取扱の更迭等あり又事務取扱の間意見を異にして事頗る錯雜に涉を以て今尙調査中なり

第二 永平寺住職森田悟由より發したる退隱申告を有効と認むるの件

明治二十四年九月十三日曹洞宗管長畔上謀仙は森田悟由を以て永平寺住職と爲したる旨内務大臣へ届出たり其後に至り同住職不當撰舉の請願をなす者ありと雖も其住職たることを取消さざる限りは森田悟由は依然として永平寺住職たり故に森田悟由の總持寺住職畔上謀仙に對して發したる退隱申告は曹洞宗々制第一號兩本山盟約第九條に依違せるものなるを以て本大臣は之を有効なりと認む仍て事務取扱は該申告を達し畔上謀仙をして總持寺を退隱せしめたるものあり

第三 行政監督權を濫用し宗教の宗制慣例を蹂躪したる件

明治廿五年五月六日内務大臣が畔上謀仙の曹洞宗管長を解除したる

に當り永平寺住職森田悟由之に代りて曹洞宗管長たるべきは當然の順序なる如くなれども該宗々制第一號兩本山盟約第三條に依り管長の交代を爲す場合に在ては兩山合意を以て内務大臣に届出をなすの慣例なるに當時の情態に於ては其手續を蹈むと能はず隨て永平寺住職森田悟由は進みて管長たるの届出をなさず茲に於てか内務大臣が各宗派に對して監督權を施行するに當り其公法的機關となるべき管長を全く欠くま在り明治十七年太政官布達第十九號に依り委任したる公法上の職權は自ら内務大臣に於て之を施行せざるを得ざるに至りたるを以て本大臣の事務取扱を置き之れを委任するは宗制々規に依りて宗務を處辨すべき事を以てせり而して事務取扱か畔上樸仙をして總持寺住職を退隱せしめ又清涼寺住職石川素童を曹洞宗内より擯黜し立川寺住職大徹圓洲外二人の住職を罷免しよるに關しては本大臣は事務取扱か曹洞宗々制第一號兩本山盟約第九條同第十一號警誠條規第十二條及第九條等に依り爲したる處分なりと認むるに過

きす

第四 曹洞宗本山總持寺住職畔上樸仙等に對し迫りて請書
を差出さしめ及捺印せしめたる件

本年十一月六日七日の兩日社寺局長阿部浩及び内務省參事官都築馨六より總持寺監院石川素童に對し尋問せる頼末は内務省試補馬淵鏡太郎寺院課長中山宗禮之を筆記し石川素童に之を示し本人に於て處々修正を加ふることを請求せるを以て其意を任せ修正を加へしめ後日の爲め記名を求めたるに本人の速に之を承諾し任意に記名せるものにして毫も強要したるとあり

本年十一月八日總持寺監院石川素童の社寺局長阿部浩に面謁を乞ひたりと雖も社寺局長をして石川素童に面せしむるに先ち總持寺住職畔上樸仙に面せしむるの必要あり其病あるを聞き主治醫證明するに其輕症にして面談も妨げなきを以て是に於て社寺局長阿部浩内務省參事官都築馨六内務省試補馬淵鏡太郎寺院課長中山宗禮をして芝

區公園地總持寺出張所に就き面會を求めしめたり而して本人に面會し先づ病狀の如何を問ひ畔上棟仙に於ても異存なきを以て徐々に談話し其答辯の要領を筆記し畔上棟仙も示したるに本人も於て異議なきを以て後日の爲め署名を求め之を承諾記名せるものにして毫も強要せる事なし

本年十一月九日畔上棟仙を社寺局に召喚し永平寺住職森田悟由の發したる退隱申告は宗制第一號兩本山盟約第九條に依違したるものなるを以て内務大臣之を有効なりと認むる所以を示したるに畔上棟仙に於ても異存なき旨答へたるを以て後日の爲め任意に請書を提出したるものにして毫も威嚇恐喝して強要したるとあし
 以上は宗教監督の行政上適當必要の處分にして毫も監督權を濫用したる事實無之と確信す

明治廿六年十二月十九日

内務大臣伯爵 井上馨

政府の答辯は頗る怪訝の點多く更に要領を得ざるとて鶴岡郁次郎君の十

二月廿九日再質問書を提出せられたるも惜むべし議會は翌三十一日解散となり何の答辯もなくして止みぬ又明治廿七年五月第六議會の開くるや議員小間肅君外七名は前議會の質問を繼續し三個の疑點を以て質問書を提出され又足立孫六君よりは永平寺森田悟由不正投票件に對し別に質問書を提出されたるも未だ政府の答辯なきに六月二日議會の突然解散を命せられたり二個質問の理由書及賛成者の諸君の左に掲かく

曹洞宗事件に付き質問書

一政府は宗教に對して自治關涉何れか一定の方針なかる可らず然るに近來曹洞宗も係る政府の處置を觀るに同宗紛擾の根柢たる森田悟由の永平寺住職不正投票審査は幾十回の請願あるにも拘らず爾來數年を経るも未だ之が調査を結了せざるは是れ宗教自治主義を取らざる者に似たり而して其宗派内限りに係る僧侶の行爲に對しては内務大臣の特に事務取扱あるものに命じて嚴重な罷免黜爵の處分を行はしむるは干渉主義を取らるゝものゝ如し是れ何等の理由ありて一は

放任し一は關涉せらるゝや
 一政府が宗教に對する一定の方針なかるべからず然るに曹洞宗永平寺住職森田悟由は撰擧者より不正當撰の申立あるを以て住職未確定と爲し同寺住職固有の權利ある管長に就職せしめず而して永平寺確定住職に非れば之を爲す能はざる所の總持寺住職畔上棋仙に對して退隱申告書を發したるに政府の反て之を有効の者と認むる旨明治廿六年十二月本院の質問に對して明答せられたり是れ一以て森田悟由を永平寺住職未確定と爲し一は以て永平寺住職確定と爲すなり其間自家擅着なるに似たり其理由如何
 一政府の宗教者を處するは自ら相當の法無かる可らす然るに明治五年曹洞宗總持寺永平寺に命じ自今一言の訴願を政府に奏する勿らしむ當時法規の不備なるが爲め或は當を得たるものとするも立憲治下の今日に至り猶此命令を守らしむ總持寺永平寺の如何なる窮苦に遭遇するも天地の間之を訴ふる所なからんと政府の將來に於ても亦

總持寺に對して訴ふるを得るの道を與へざるか右は曹洞宗に對する政府の處置に就き其の意思を了解する能はざるを以て茲に議院法第四十八條に依り質問書を提出す内務大臣は宜しく本院に出席して答辯せられんことを望む

提出者

小間 肅 大津淳一郎 小室重弘 中村彌六
 田 艇 吉 大東義徹 土居通夫 和田彦次郎

賛成者

東尾平太郎 鈴木充美 新井 毫 中島祐八
 木暮武太夫 松田吉三郎 吉本榮吉 梅田五月
 土居光華 谷河尙忠 足立孫六 影山秀樹
 加藤喜右衛門 渡邊芳造 森 輝 見 森本省一郎
 清水永三郎 金 井 貢 木村誓太郎 深山聿昭
 野村脩造 島津忠貞 田江彌三郎 鳩山和夫

小島相陽	東長三郎	川上源一	松原芳太郎
加賀美嘉兵衛	中小路與平治	工藤行幹	武石敬治
鈴木重遠	河島醇	浦生仙	眞館貞造
須田万右衛門	中村克昌	山田嘉敷	西村甚右衛門
森東一郎	江原素六	齋藤卯八	依田道長
脇坂行三	武者傳二郎	駒林廣運	重野謙次郎
小田貫一	野平穰	長壽彦	千田軍之助
三崎龜之助	林和一	家永芳彦	志波三九郎
草刈武八郎	藤崎可贊	稻田政吉	安田勳
岡田逸治郎	佐々木高榮	清水隆徳	山口千代作
長谷場純孝	澁谷禮	守屋此助	佐藤八郎右門
江崎均	石谷董九郎	小林樟雄	秋山忠夫
淺野順平	長谷川泰	山田泰造	石坂昌孝
下飯坂權三郎	佐藤里治	木内信	野出鎬三郎

末吉忠晴	大村和吉郎	稻垣示	奥三郎兵衛
倉地伊右衛門	山口半七	山口新一	中江豊造
岸小三郎	綾井武夫	高木貞正	望月右内
大庭長九郎	柴四朗	田村順之助	石田貫之助
佐野助作	岡精逸	濱名信平	田宮勇
平田箴	野口斐	園山勇	大久保端造
小松三省	重岡薫五郎	草刈親明	新井章吾
福井直吉	阿部孫左衛門	橋本久太郎	福田久松
太田孫治右衛門	淺香克孝	小笠原定一	高木正年
室孝治郎	加藤政之助	高井幸三	武市彰一
久保田右作	二位景暢	齋藤斐	肥塚龍
島田孝之	松島廉作	内藤久寛	首藤陸三
後藤敏康	佐藤文兵衛	守野爲五郎	關野善次郎
森本確也	笑浦勝人	倉田準五郎	阿部孝助

角田真平	佐竹正詮	佐々友房	柏田盛文
紫藤寛治	安東九華	廣瀬貞文	渡邊敬生
小崎義明	朝倉親爲	古莊嘉門	戸田熊彦
中野武營	四宮有信	高田早苗	阿部興人
田中正造	島田三郎		

曹洞宗永平寺住職森田悟由投票不正調査の件質問主意書

曾て第五議會に於ける永平寺住職森田悟由が投票不正調査の質問に對し政府の調査中なりとの一言を以て答辨せられたり爾來數閱月政府は何等の處分ありたるを聞かず政府が曹洞宗の紛擾に關し干渉を試みつゝ在るは蔽ふべからざるの事實なりとす而して其一方に向つては該宗紛擾の基因たる投票不正調査の訴願に對して幾多の歲月を重ねるも措て顧みざるものゝ如し是畢竟政府が其責務を誤れるの著しきものと言はざるを得き

元來曹洞宗兩本山の確執の其濫觴遠しと雖ども一度併合の事ありし

後忽紛擾を醸したるは彼の巨額ある護法金の不管理と兩本山住職其人を得ざりしと云職由せずんばあらず而して一味の徒引援結托其醜迹を蔽ひんが爲めに同臭の人物を擧げ以て住職と爲さんと謀りしより彼の有名なる撰舉投票不正事件を惹起し而して兩山分離論從て起り枝葉百出復収捨すべからざるに至れるものゝ如し

永平總持兩本山分離するも可あり分離せざるも亦可なり是等の事宜く相互合意に任すべきなり政府は曹洞宗の紛擾を斷んと欲せば永平總持兩本山に宗内の輿望を擔ひ正當の順序を履て眞正投票の多數を得たる住職其人を撰任せしめ以て大に宗内の釐革を行ひしめば分離非分離の説自ら定まり内部に齟結せる醜事從て掃蕩するを得べし然るに政府は事此に出ずして紛擾の基因たる投票不正調査の事件を數年間放擲して顧みず正當の資格を缺きたる永平寺住職森田悟由をして荏苒其職を汚さしめ而して宗規に非ざる所の事務取扱なる者を任命し之れに與ふるに無限の權力を以てし專横暴戾宗教社會に在り得

べからざる非行を爲さしめ以て全國無數の權徒をして憤慨に堪ざらしむるに至ては其責實は政府に歸せざるを得ず政府の第五議會に於ける本院質問の答辨に對する責任を未だ以て毫も盡さざるに似たり是復以質問するの止むを得ざるものあり政府は速に答辨あらんとを望む

提出者 足立 孫六

賛成者

- 金井 貢 脇坂行三 中村彌六 與三郎兵衛
- 梅田五月 加藤平四郎 武石敬治 時岡又左衛門
- 鈴木充美 齋藤卯八 厚地政敏 藤金作
- 木村誓太郎 佐藤里治 丸尾文六 林有造
- 森輝見 林喬 山田嘉毅 高橋喜惣治
- 中江豊造 角田眞平 福田久松 西村甚右衛門
- 嶋田三郎 愛澤寧堅 田繼吉 森東一郎

三崎龜之助 加藤喜右衛門 小室重弘 影山秀樹

大村和吉郎 小間 肅 稻垣 示

以上掲ぐる處は宗門近時に於ける最要ある書類を擧げ刻下紛擾の一斑を照亮するの糧に供するのみ若し細密の事實を探究せんとあらば宜しく紛擾の顛末を審査一番して了知せらるべし事は簡を費しとす乞ふ一讀以て彼此争點の那邊に存するかを諒せよ

明治廿七年十二月三十一日印刷
明治廿八年一月四日發行

非賣品

發行人兼
編輯人兼

大橋勝記
東京市芝區宇田川町十一番地

印刷所兼
印刷人兼

由井幸吉
東京市芝區烏森町一番地

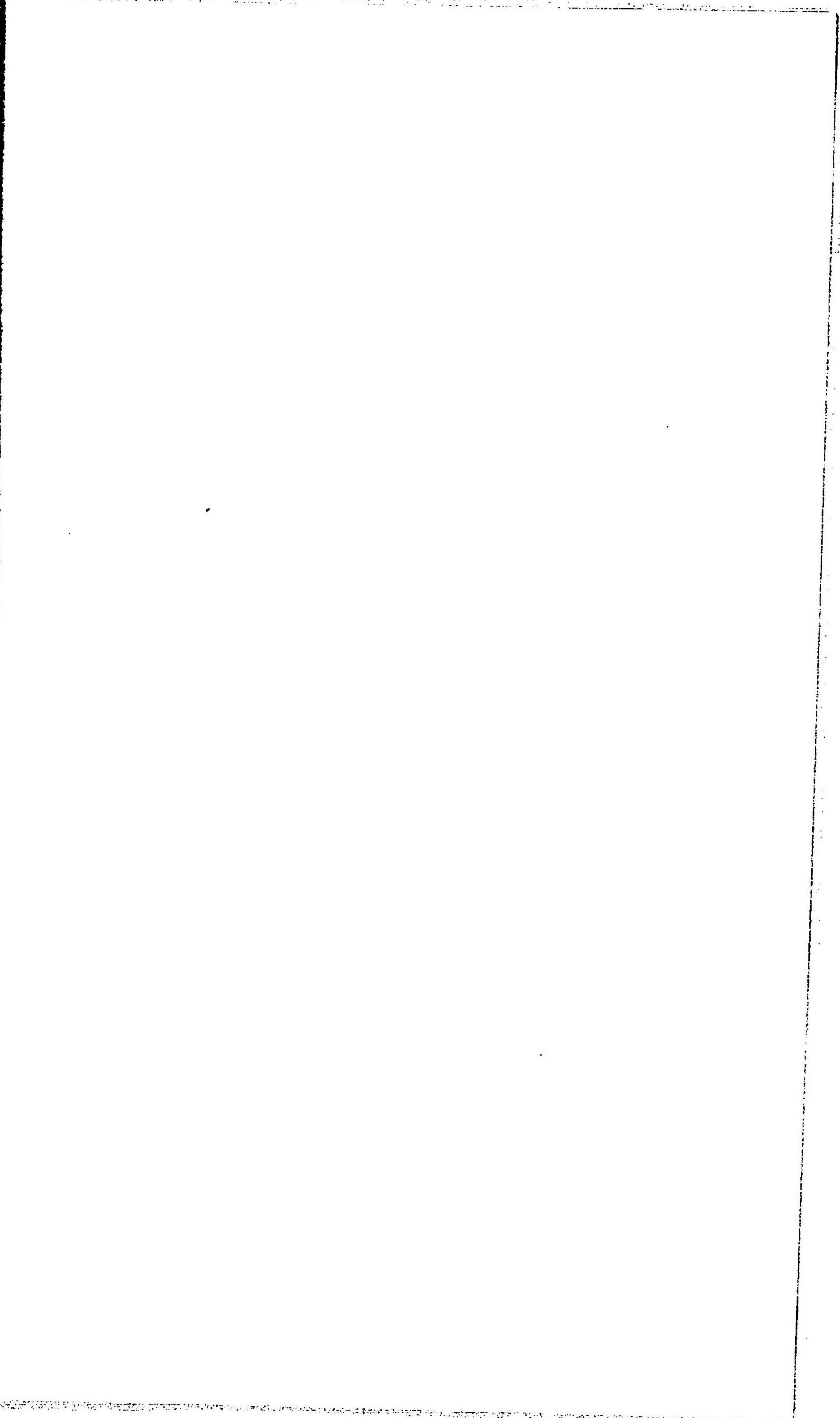
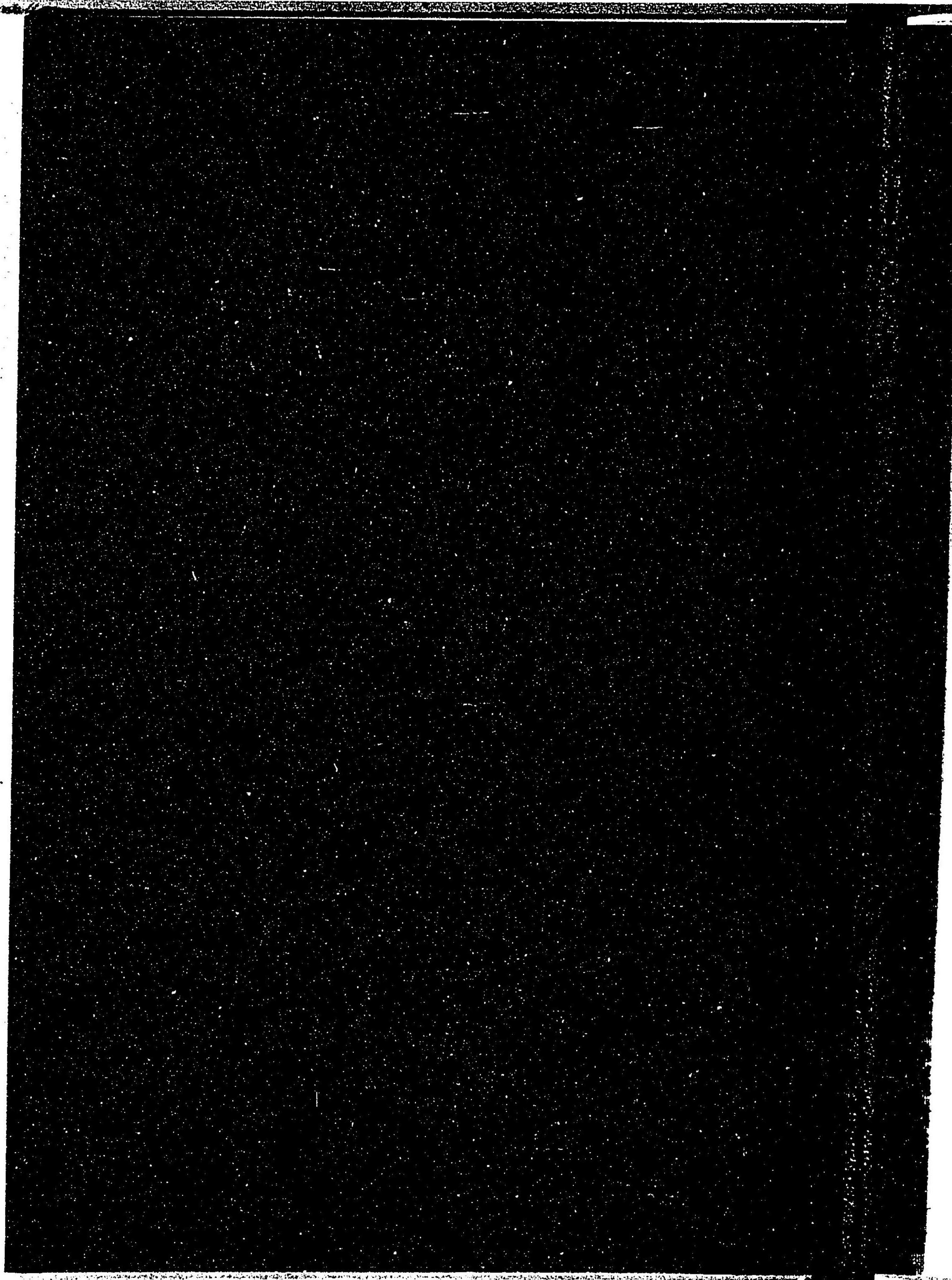
L-80

庚子年八月二十三日

東京市芝区本町一丁目

大 街

東京市芝区本町一丁目



1
C
7

曹洞宗近状

国立国会図書館

019677-000-2

特48-557

曹洞宗近状

曹洞宗能山派檀信徒中央倶楽部

M28.1

ABG-0470



特

55

